

新型コロナウイルス感染症対応フローチャート (R4.12)

すべての学生・教職員は、毎朝体温測定を行い、健康観察を実施してください。

担当部局確認事項：報告書 項目 1, 2

以下の場合には大学への登学・出勤をせず、自宅待機のうえ、速やかに担当部局※（学生…各学部の学務係／正規課程以外の留学生…学生・留学生支援課）へ連絡してください。

- ① 発熱や呼吸器症状（咳、鼻水、咽頭痛等）、嗅覚・味覚異常、頭痛、倦怠感など何らかの体調不良を認める場合
- ② 本人または同居する家族が、陽性者、濃厚接触者またはPCR検査対象者となった場合
- ③ その他、陽性者との接触が判明し、感染の恐れがある場合

経過記録票の記入を開始し、健康状態を毎日担当部局へ報告してください。

※ 休日・夜間は守衛所（旦野原：097-554-7426／挟間：097-586-6620）へ連絡すること

①に該当する方

医療機関を受診し、抗原検査またはPCR検査を受けてください。

医療機関がわからない場合は、大分県受診相談センター（097-506-2755：24時間対応）に電話で相談の上、指定された医療機関を受診してください。

②, ③に該当する方

担当部局からの指示に従ってください。

陽性の場合

担当部局へ報告し、指示に従ってください。

担当部署へ報告し、症状消失後、3日経過していれば登学・出勤可*

医療機関で実施した抗原検査またはPCR検査が陰性の場合

インフルエンザ抗原迅速検査

陰性または実施せず

担当部署へ報告し、症状消失後、3日経過していれば登学・出勤可*

陽性

症状があらわれた日を0日目として5日が経過し、かつ解熱後2日を経過していれば登学・出勤可*

医療機関での検査が未実施の場合

発症後8日経過、かつ、解熱後および症状消失後3日経過していれば登学・出勤可*

例1：6/1に発症し、6/5までに解熱および症状消失した場合は、6/10より登学・出勤可

例2：6/1に発症し、6/8に解熱および症状消失した場合は、6/12より登学・出勤可

担当部局へ相談の上、経過観察を終了してください。

* 自宅待機期間については、症状や経過を鑑み、保健管理センターや感染制御部の医師の判断で、変更もあり得る。

○ 担当部局は、別添「報告書」により聞き取り、保健管理センターに報告・相談してください。また、情報の更新があれば、随時報告してください。

○ 自宅待機となった場合

学生…授業は公欠扱いとなります。 職員…就業禁止（有給）扱いとなります。